

「日本証券業協会の自主規制（4）—企業情報の管理に関する規制—
第一部「金商法上の法人関係情報の規制」

同志社大学 川口恭弘

はじめに

- ・法人関係情報に関する金商法上の禁止行為（金融商品取引業者等）
(金商法38号9号・金商業等府令117条1項)
 - ・法人関係情報を提供した勧誘（同14号）
 - ・法人関係情報が公表される前の勧誘（同14号の2）
 - ・プレヒアリングにおける法人関係情報の提供（同15号）
 - ・法人関係情報に基づく取引等（同16号）
- * * 第二部・松本報告（レジュメ4頁）参照

→上記の規制の遵守するために「法人関係情報」の適切な管理が必要

- ・法人関係情報の管理
- * * 第二部・松本報告（レジュメ3頁）参照

金商法40条

金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当するがないように、その業務を行わなければならない。

2号（前号に掲げるもののほか）、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること

金商業等府令123条1項5号

その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引を防止するためには必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

・沿革

- ・1988年 証券取引法改正でインサイダー取引規制が導入
→証券会社に対してインサイダー取引の未然防止体制の充実強化のため同趣旨の規定が定められた〔是正命令の対象〕
- ・1998年 証券取引法の改正→規制は証券会社行為規制府令に〔行為規制〕
→現行法に引き継がれる

（本日の報告）

- ・情報の管理態勢→松本報告
- ・法人関係情報の意義→川口報告

1 「法人関係情報」の定義

金商業等府令 1 条 4 項 14 号

法人関係情報

法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買付け（・・）の実施又は中止の決定（・・）に係る公表されていない情報をいう。

- 「上場会社等」（金商法 163 条 1 項）

以下の有価証券の発行者

- ・金商法 2 条 1 項 5 号（社債券）、7 号（優先出資証券）、9 号（株券・新株予約権証券）、11 号（投資証券・投資法人債券、外国投資証券）に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているもの
- ・店頭売買有価証券または取扱証券に該当するもの
- ・その他政令で定める有価証券（政令＝金商令 27 条の 2）

上場会社等の「運営、業務又は財産に関する」

+

（「公表されていない」）

+

「重要な情報」

+

「顧客の投資判断に影響を及ぼす」と認められるもの

2 「重要事実」（インサイダー取引規制）との比較

2-1-1 包括条項

金商法 166 条 1 項 4 号

（前 3 号に掲げる事実を除き）当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- 「上場会社等」（金商法 163 条 1 項→163 条から 166 条・167 条の 2 第 1 項まで同じ定義）
→ 「法人関係情報」の範囲と同じ

上場会社等の「運営、業務又は財産に関する」

+

「重要な事実」

+

「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」

*公表されれば、重要事実でなくなる（→ 「公表されていない」）

比較

法人関係情報	重要な「情報」	顧客の投資判断	影響を及ぼす（と認められるもの）
重要事実	重要な「事実」	投資者の投資判断	「著しい」影響を及ぼすもの

情報≥事実



* 重要事実について軽微基準に該当するものは法人関係情報に含まれるか？

軽微基準＝投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの（金商法 166 条 2 項柱書）

法人関係情報＝投資判断に影響を及ぼすと認められるもの

* 影響が軽微であっても、影響を及ぼすことに違いはない？

* 影響が軽微であれば、「影響を及ぼすと認められない」？

- ・日証協・法人関係情報管理規程（社内規程モデル）「別表」前注

・・顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる可能性のある項目を抜粋したものです。当該項目に該当する事象であっても、軽微基準等により、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のない事象もあると考えられます。・・

* 「公表」について、インサイダー取引規制上のもの（金商令 30 条）と同じと考えて良いか？

・「金融庁は同義と解している」との指摘（松尾直彦・金融商品取引法〔第 7 版〕516 頁）

・「『公知』となれば『公表』があったと考えても良い」との見解（松尾・前掲 517 頁）

→「公知」となれば「顧客の投資判断に影響を及ぼす」ものと認められない情報になり、「法人関係情報」の定義から外れる？

2-1-2 子会社情報

・重要事実

上場会社等の子会社に関する重要事実（金商法 166 条 2 項 5 号～8 号）

- ・決定事実
- ・発生事実
- ・決算情報の変更
- ・包括条項

・法人関係情報

定義上、子会社情報は規定されていない

*法令上、子会社に関する情報は「法人関係情報」に含まれず、これに関する規制（たとえば、情報管理）は適用されないのか？

- ・法人関係情報の規制＝広義のインサイダー取引規制（後述の監督指針参照）
→本来は、法人関係情報の定義において子会社情報（包括条項）を規定しておくべき？
 - ・日証協・法人関係情報管理規程（社内規程モデル）「別表」
 - ・上場会社等の子会社に関する重要情報（決定事実、発生事実、決算情報、包括条項）を規定
→法定の「法人関係情報」より広い範囲を規制の対象としている
(考え方)
 - ・子会社情報を「法人関係情報」に含める？
(「上場会社等の運営、業務又は財産に関する情報」に含める)
 - ・「法人関係情報」でないが、その規制を拡大して及ぼす？
 - ・日証協「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」2条
- 1号 法人関係情報
金融商品取引業等に関する内閣府令1条4項14号に規定する法人関係情報をいう。

2号 高蓋然性情報
現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報をいう。
- ・同規則5条
「法人関係情報等」＝法人関係情報+高蓋然性情報

2-1-3 決定事実

- ・日証協・法人関係情報管理（社内モデル）別表
「決定事実」を重要情報として列挙
 - ・「重要事実」+ α として規定
- ・「重要事実」の定義
「業務執行を決定する機関」が決定（金商法166条2項1号）
- ・「法人関係情報」（上記別表）では、特に、決定機関について定めはない
*決定機関はインサイダー取引規制のものと同じと考えて良いか？

2-2 重要情報（FD ルール）との比較

- ・FD ルールの目的
 - ・投資家に対する公平かつ適時な情報開示を確保し、すべての投資家が安心して取引できるよう
にする」（金融審議会 WG 「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告」（TF 報告）（2016 年 12 月 7 日）
 - ・FD ルールは、「投資家に対する公平な情報開示を確保するために導入されたものです。また、本ルールの導入により、発行者側の情報開示ルールが整備・明確化されることで、発行者による早期の情報開示、ひいては投資家との対話が促進されるといった積極的意義があるとされています。
 - ・「FD ルールには、インサイダー取引規制を未然に予防するという視点が取り込まれている」
(飯田秀総・金融商品取引法 125 頁)
- ・「重要情報」の定義

金商法 27 条の 36 第 1 項

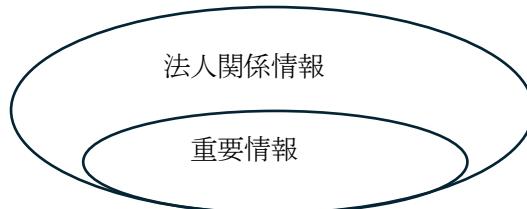
・・当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって、
投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの（以下この章において「重要情報」という）…

上場会社等の「運営、業務又は財産に関する」
+
(「公表されていない」)
+
「重要な情報」
+
「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」

- ・法人関係情報と重要情報との関係

（比較）

法人関係情報	重要な「情報」	顧客の投資判断	影響を及ぼす（と認められるもの）
重要情報	重要な「情報」	投資者の投資判断	「重要な」影響を及ぼすもの



FD ルール・ガイドライン制定の際の金融庁のコメント

No.8

(i) FD ルールにおける重要情報と、法人関係情報との関係については、上場会社等や金融商品取引業者等によって管理する情報の範囲が異なり得ることなどから、一概に申し上げることは困難ですが、金融商品取引業者等の現行の実務においては、金融商品取引業者等の管理する法人関係情報の範囲に、FD ルールにおける重要情報が含まれる例が多いものと考えられます。

・公表

FD ルールにおける「公表」（重要情報公表府令 10 条）

- ・重要情報が記載された縦覧書類を提出し、それが公衆縦覧された場合
- ・重要情報を 2 以上の報道機関に公開し 12 時間が経過した場合
- ・適時開示がなされた場合
- ・上場会社等のウェブサイトに重要情報を掲載した場合（1 年間閲覧可能な状態）

→インサイダー取引規制における「公表」より広い

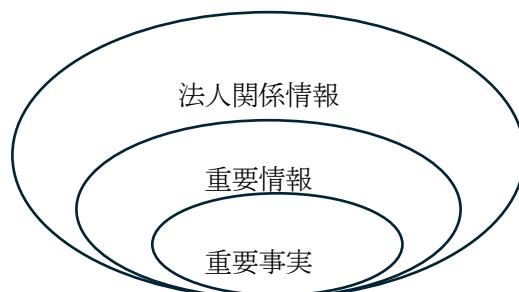
* 上場会社が法人関係情報に該当する情報を自社のウェブサイトに掲載した場合、法人関係情報ではなくなるのか？

- ・「法人関係情報の定義上の「公表」と FD ルール上の「公表」と同じ（つまり、「ウェブ公表」も含まれる）と解してよいのではないかと思われる」
(黒沼悦郎=吉川純・フェア・ディスクロージャ・ルールブック 194 頁)
(理由)・「公表されてない重要な情報」という同じ語句中で使用されている
 - ・FD ルールの「公表」がインサイダー取引の「公表」より広くかつ合理的
- ・法人関係情報に関する「公知」が「公表」に含まれるのであれば、ウェブ公表も公表に含めてよい？

・「法人関係情報」と「重要情報」と「重要事実」の関係

- ・TF 報告「具体的な情報の範囲としては、インサイダー取引規制の対象とする情報の範囲をベースとすることが考えられる。・・・したがって、本ルールの対象となる情報の範囲について、インサイダー取引規制の対象となる情報の範囲と基本的に一致させつつ、それ以外の情報のうち、発行者または金融商品に関する未公表の確定的な情報であって、公表されれば発行者の有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性があるものを含めることが考えられる。」

- ・情報>事実
- ・重要な影響>著しい影響



(参考) 監督指針（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針）

III-2-4 顧客等に関する情報管理態勢

（3）法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項

① プライベート部門（営業部門のうち、恒常に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）とパブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）との間に、チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。）を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。例外的にウォールクロス（チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同じ。）を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。

また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。

（注）「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる。

- ② 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、当該社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。当該社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、
- ③ 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。
- ④ 法人関係情報を入手し得る立場にある、金融商品取引業者の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。
- ⑤ 金融商品取引業者が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、法人関係情報の管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されているか。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会における法人関係情報の 管理等に関する自主規制について

2025年4月25日

日本証券業協会 常務執行役 自主規制本部長
松本 昌男

目 次

- I 金融商品取引法における法人関係情報に関する規制
 - II 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の制定
 - III 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の改正
 - IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方
- (参考) アナリスト・レポートに関する規制
- (別紙) 法人関係情報管理規程（社内規程モデル）

I 金融商品取引法における 法人関係情報に関する規制

I – 1 法人関係情報の管理に係る規制

金融商品取引法

(適合性の原則等)

第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

金融商品取引業等に関する内閣府令

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

五 その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

(定義)

第1条

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十四 法人関係情報 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定（法第百六十七条第二項ただし書に規定する基準に該当するものを除く。）に係る公表されていない情報をいう。

I – 2 法人関係情報に関する禁止行為

- ◆ 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為
- ◆ 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引（売買等）又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、当該有価証券の発行者の法人関係情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をすることを勧めて勧誘する行為（前号に掲げる行為を除く。）
- ◆ 有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、一定の措置を講ずることなく、当該調査の対象者等に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為
- ◆ 法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為

関連法令

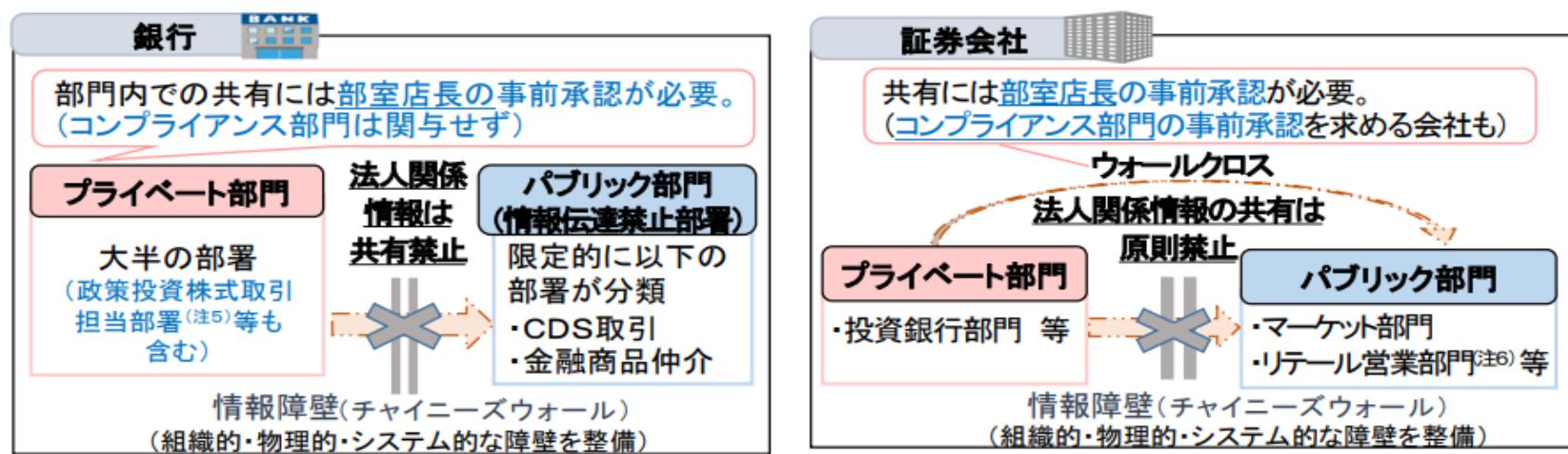
金融商品取引法第38条第9号

金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項14号～16号

I – 3 国内金融機関における顧客情報管理の概要

金融庁「市場制度ワーキング・グループ」資料1「事務局説明資料」（2021年5月25日）抜粋)

- 銀行及び証券会社に対し、法令等で、法人関係情報に係る管理体制の整備を義務付け^(注1)。また、証券会社に対し、法令で、法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等を禁止。
- 法人関係情報の管理について、銀行では特定の部署への共有を禁止し、それ以外の部署をプライベート部門に分類。証券会社では、プライベート部門からパブリック部門（銀行の伝達禁止部署より広範囲のマーケット部門等）への共有を原則禁止し、共有時にウォールクロスの手続が必要。
- プライベート部門内を含め、法人関係情報の共有には、銀行・証券会社ともに“Need to know”原則^(注2)が適用され、多くの金融機関では部室店長が共有の可否を判断^(注3)。
- 法人関係情報以外の顧客情報についても、“Need to know”原則に基づき管理（“Need to know”の内容については要精査）。職務上の必要性に基づき、部門内・部門間での共有の可否を判断^(注4)。



(注1)証券会社については日証協の自主規制規則で、銀行については全銀協のガイドラインで、それぞれ管理体制の内容を規定。

(注2)顧客情報に関し、必要性のない役職員への共有・利用・アクセスを禁止するもの。

(注3)多くの金融機関においては、法人関係情報を入手した当該案件の遂行のために必要な場合に加え、例えば自社の利益を損なう恐れがある場合（機密保持契約により特定の案件等のみに利用を限定した形ではなく法人関係情報を入手した際に、例えば倒産情報等を与信所管部に情報伝達する場合）にも、法人関係情報の共有が認められるとしている。

(注4)法人関係情報以外の顧客情報に対するNeed to know原則の適用について、職務上の必要性には、情報を入手した当該案件の遂行のためのほか、（依頼を受けていない）サービスを顧客に提案する目的も含まれる。

(注5)政策投資株式取引担当部署は取引時、社内に法人関係情報がないことを確認し取引を実施（政策投資先について法人関係情報を入手した場合はコンプライアンス部門に報告のうえ取引を停止）。

(注6)リテール営業部門のうち、一部の部署（上場株式を扱う部署等）については、プライベート部門に分類。

Ⅱ 「協会員における法人関係情報の 管理態勢の整備に関する規則」の制定

II – 1 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」制定前の推移

年月	出来事
1973年12月	日証協、「法人関係社員服務規則（社内規則モデル）」の制定 →「証券会社の健全性の準則等に関する省令」の職務上の知り得た情報に基づく取引の禁止に基づく
1987年5月頃	大蔵省証券局から、証券会社における管理態勢の充実強化の対応策について要請
1987年6月	日証協、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正 →発行会社の役員、主要株主等がその職務又は地位により得た情報を不当に利用して株式売買を行うことのないようその防止に努める →顧客管理の適正を図るため、顧客調査、取引開始基準、過当勧誘の防止、不公正な内部者取引の防止等に関する社内規則を制定する 日証協、「顧客管理に関する規程（社内規則モデル）」、「営業員服務規程（社内規則モデル）」、「法人関係社員服務規則（社内規則モデル）」を制定
1987年9月	タテホ化学工業株式の大量売却事件
1988年2月	証券取引審議会、「内部者取引の規制の在り方について」の公表
1988年5月	証券取引法の改正 →インサイダー取引規制の新設
1988年6月	日証協、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正 →内部者取引の未然防止を図るため、発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努める
1988年7月	日証協、「法人関係社員服務規則（社内規則モデル）」を廃止し、「内部者取引管理規則（社内規則モデル）」を制定
1988年9月	「証券会社の健全性の準則等に関する省令」の改正 →証券会社の業務又は財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として、証券会社が取得した法人関係情報の管理又は顧客の取引に関する管理状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない場合を追加

II－2 「野村證券元従業員インサイダー取引」の事案

事案の概要

2008年4月22日に野村證券の元社員が、野村證券企業情報部在籍中に得たM & A関連等の非公開情報を不正に利用して利益を得たことにより逮捕、同年6月2日に東京地方裁判所に以下の公訴事実により起訴

- ・野村證券企業情報部在籍中に得たM & A関連等の非公開情報（4件）を友人に漏洩し、そのうち一部銘柄については当該友人と共謀して重要事実公表前に株式を取得し、公表後にこれを売却し、不正な利益を得た

特別調査委員会「報告書」における指摘

野村證券特別調査委員会「報告書」において、野村證券にインサイダー取引規制に抵触する事実や日証協の自主ルールに定める体制整備の項目を怠っている事実は認められなかったとしながら、案件情報管理態勢の運用面について以下の点を指摘

- ・コードネーム使用の不徹底、アウトロック・スケジュール機能やホワイトボードへの記載方法の不統一、執務席周辺での簡単な打合せや電話での会話、書類をプリントアウトする際の不注意などがあいまつた場合、悪意のある者が担当外の案件情報を入手し得る
- ・本来、ポスト課長までしか回覧を認めていない部全体の外交日報を教育的配慮から課全員に閲覧させたポスト課長も一部にいた
- ・「個人フォルダ」にアクセス制限が付されていなかった
- ・課と課の間が背の低いロッカーで区切られるのみであり、異なる課の課員の執務席が隣接し、各執務席を低く薄いパーテーションボードが囲むというレイアウトから、情報の遮断に限界がある
- ・プリンターが2つの課で共有されるなど設備に不足があった

2008年6月6日付、野村證券特別調査委員会「報告書」

(https://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/nsc/20080606/20080606_a.pdf) をもとに作成

Ⅱ－3 法人関係情報に係る不公正取引の未然防止態勢を不十分とした行政処分

近年の金融の国際化、社内人材の多様化の進展というグローバルな流れの中で、同社も業務の多様化、国際化を進めており、こうした時代の流れに即した情報管理態勢・業務運営態勢になっていたかとの視点から検証をした結果、法令違反とまでは言えないものの、以下のとおり、不十分な点が認められた。

1. 社内の情報管理態勢に全く問題がなかったとは言えないこと
職員の職業倫理に関する研修の実効性等の問題
コードネームの使用の不徹底、ホワイトボードの記載方法の不統一
採用後間もない職員に対する情報の中核部門への配属
2. 平成15年の同社元課長によるインサイダー取引事件を踏まえて見直された社内規則・手続きは、当時としては十分であったとしても、必ずしもその後の同社の業務の多様化、国際化に適合したものに変更されていなかつたこと
3. 当社は、今後も業務の多様化、国際化を進めていくものと予想されるが、こうした業務の進展に応じた十分な社内管理態勢を、動的に構築していくことが求められており、その構築のために十分な態勢・仕組みを用意する必要があること

※金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20080703-4.html>) をもとに作成

Ⅱ－4 内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理

「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」（2008年5月20日）抜粋

協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則等を制定するとともに、内部管理態勢の整備を行っているところではあるが、具体的な内容については、各社が実情に応じて整備することになっている。これについては、社内規則として必要な基本となる事項を定めることにより、同レベルで態勢の整備を行うことを明確にするべく、次の事項を含む法人関係情報に係る社内規則の制定・見直しを行い、その管理態勢を整備することを本協会の自主規制規則として明文化することとする。

- イ. 法人関係情報を取得した際の手続きに関する事項
- ロ. 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続きに関する事項
- ハ. 法人関係情報管理部署の明確化及びその情報管理手続きに関する事項
- 二. 法人関係情報の伝達手続きに関する事項
- ホ. 法人関係情報の消滅（抹消）手続きに関する事項
- ヘ. 禁止行為に関する事項
- ト. 法人関係情報に係る売買管理に関する事項 など

また、法人関係情報の範囲の明確化を図りつつ、上記内容を含めた、具体的な自主規制規則の制定に向けた検討を早急に行うこととする。

Ⅱ－5 「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に 関する論点整理」に基づく対応について

『「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」に基づく対応について』
(2008年6月17日)における「法人関係情報の管理に関する自主規制規則の制定」に係る具体的な対応方針

- ① 「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」において、協会員における法人関係情報の管理に関する社内規則の作成義務、当該社内規則の必要的記載事項(注)等、新たに制定する自主規制規則に盛り込むべき規定を検討・整理の上、規則の素案を策定し、関係委員会に付議する。

(注)

- イ. 法人関係情報を取得した際の手続きに関する事項
 - ロ. 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続きに関する事項
 - ハ. 法人関係情報管理部署の明確化及びその情報管理手続きに関する事項
 - ニ. 法人関係情報の伝達手続きに関する事項
 - ホ. 法人関係情報の消滅（抹消）手続きに関する事項
 - ヘ. 禁止行為に関する事項
 - ト. 法人関係情報に係る売買管理に関する事項 など
- ② 上記ワーキングにおいて、法人関係情報の範囲の明確化について、検討を行う。
- ③ 上記ワーキングにおいて、社内規則モデルを策定する。



2010年4月 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の制定
「法人関係情報管理規程（社内規程モデル）」の作成

II－6 協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則①

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

(法人関係情報の管理部門の明確化)

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

(社内規則の制定)

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項

2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項

3 管理部門の明確化及びその情報管理手續に関する事項

4 法人関係情報の伝達手續に関する事項

5 法人関係情報の消滅又は抹消手續に関する事項

6 禁止行為に関する事項

7 その他協会員が必要と認める事項

Ⅱ－6 協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則②

(法人関係情報を取得した際の手続)

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手續を定めなければならない。

(法人関係情報の管理)

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。

(管理態勢の充実)

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的な検査を行わなければならない。

(注) 2013年に第7条の改正、第8条の新設を行っている。

Ⅲ 「協会員における法人関係情報の 管理態勢の整備に関する規則」の改正

III-1 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第1回）

資料4「インサイダー取引に関する課徴金勧告及び告発の状況」※一部加筆

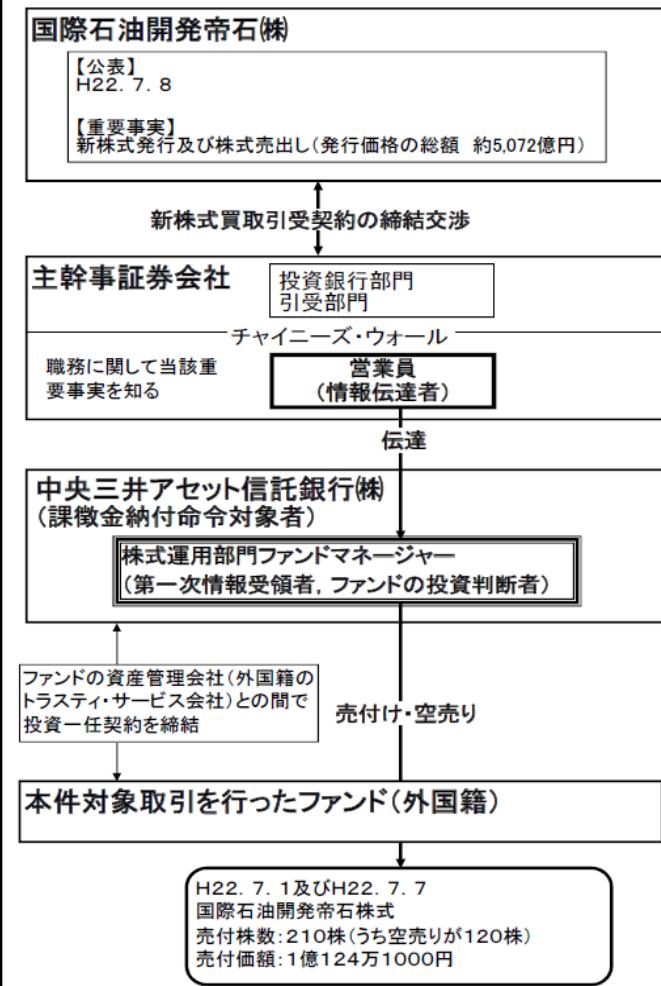
	課徴金報告日	課徴金納付命令日	上場会社	公募増資公表日	違反行為者	課徴金額	ファンドの得た利益
①	平成24年3月21日	平成24年6月27日	国際石油開発帝石	平成22年7月8日	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	5万円	1,455万円
②	平成24年5月29日	平成24年6月26日	日本板硝子	平成22年8月24日	あすかアセットマネジメント	13万円	6,051万円
③	平成24年5月29日	平成24年6月27日	みずほフィナンシャルグループ	平成22年6月25日	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	8万円	2,023万円
④	平成24年6月8日	平成25年6月27日	東京電力	平成22年9月29日	・ファースト・ニューヨーク証券 ・個人	・1,468万円 ・6万円	— —
⑤	平成24年6月29日	平成25年1月10日	日本板硝子	平成22年8月24日	シヤバーン・アドバイザリー合同会社	37万円	1,624万円

III-2 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案概要①

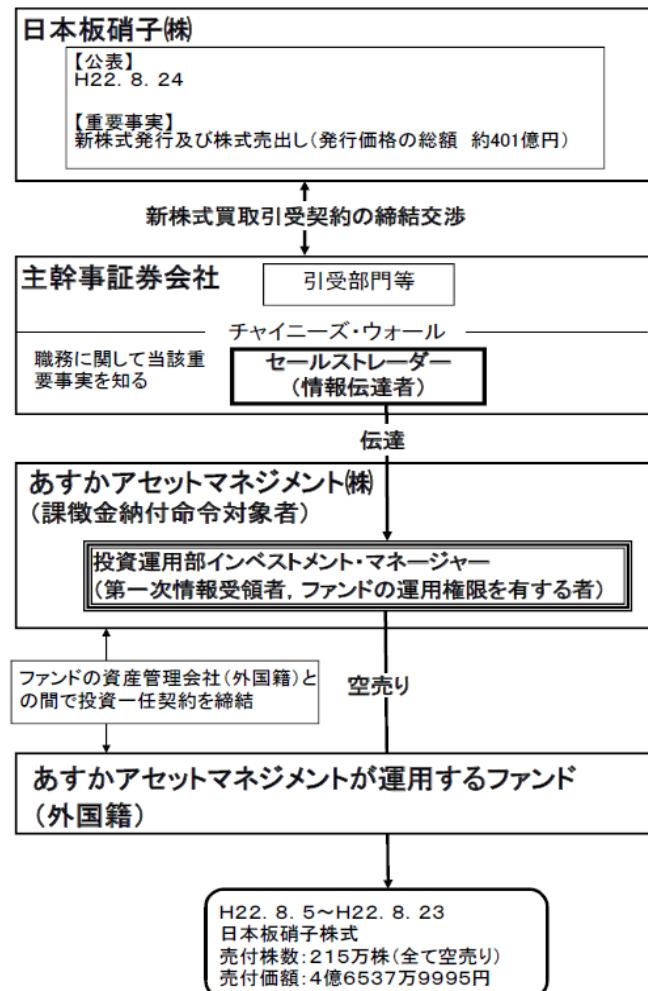
金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第1回）

資料4 「インサイダー取引に関する課徴金勧告及び告発の状況」

事案①の概要



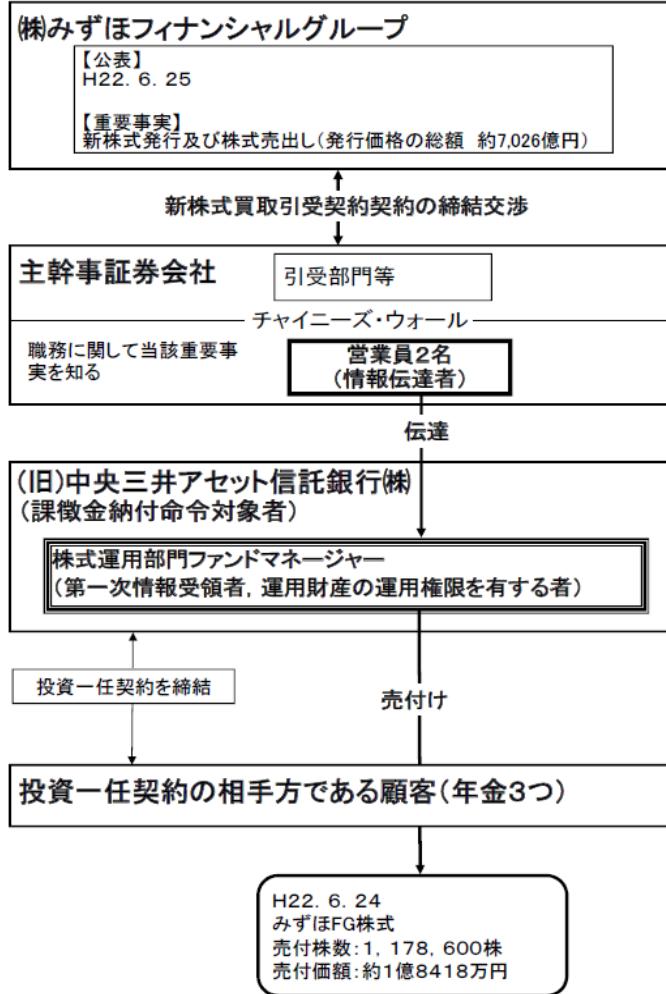
事案②の概要



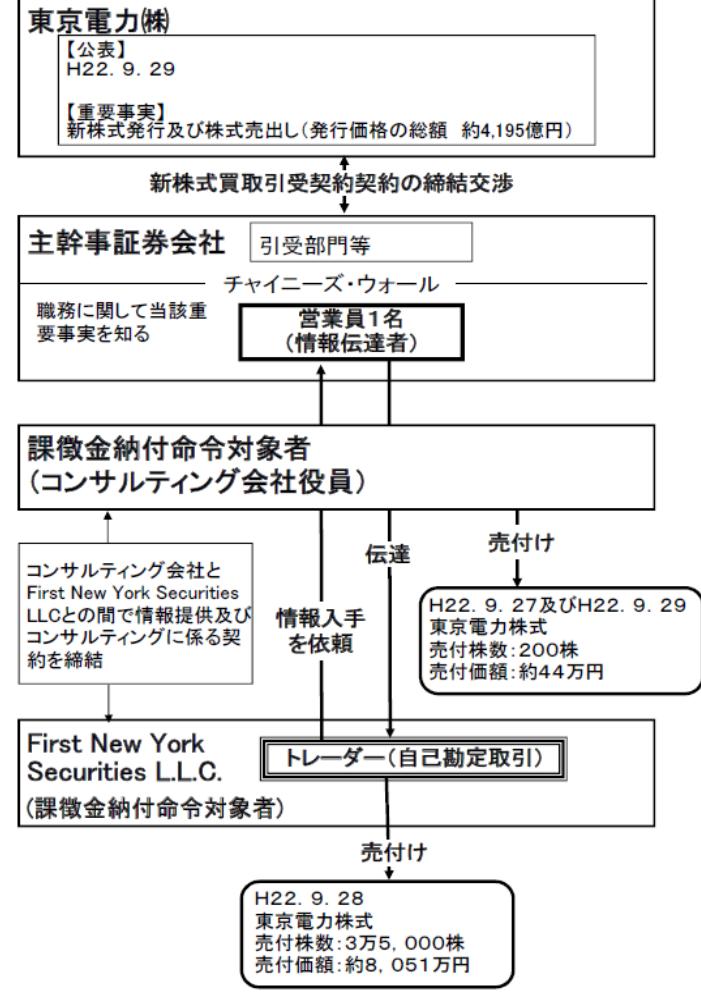
III-2 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案概要②

金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第1回）
資料4「インサイダー取引に関する課徴金勧告及び告発の状況」

事案③の概要



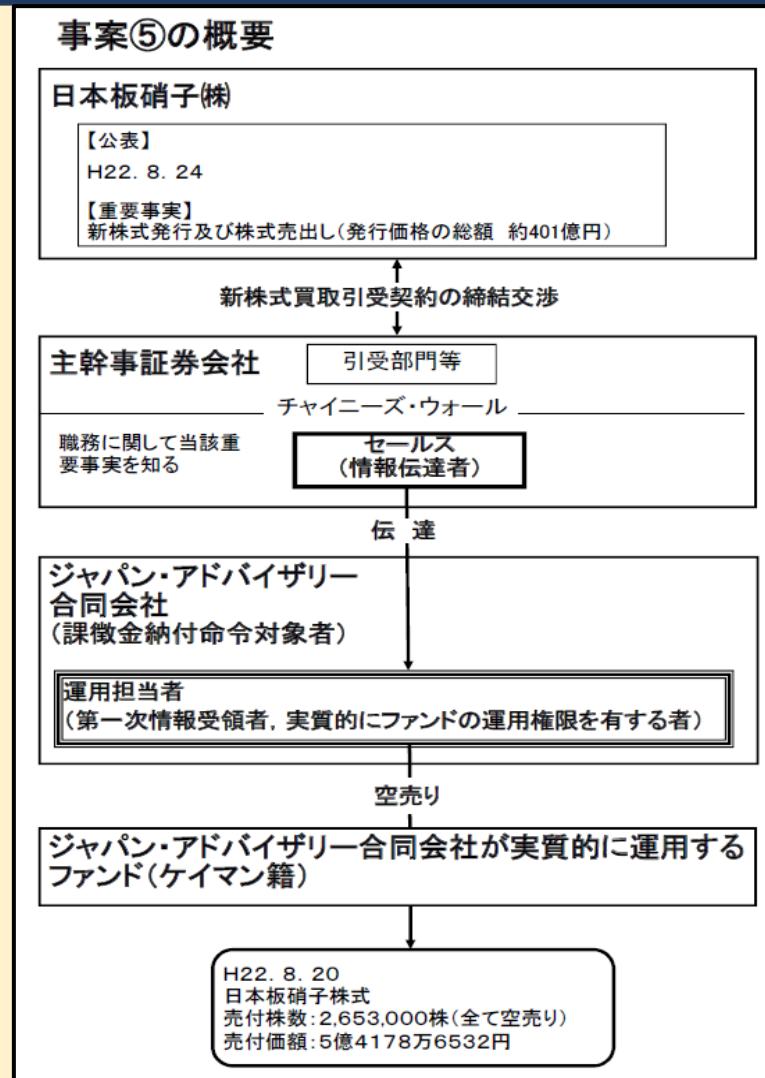
事案④の概要



III-2 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案概要③

金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第1回）

資料4 「インサイダー取引に関する課徴金勧告及び告発の状況」



III－3 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理不備に係る行政処分

- 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

ア. コンプライアンス態勢に係る問題

内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門は下記イから工の状況につき、法人関係情報の管理・営業の実態把握・法令遵守確認等を十分に行っていなかつたなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。

イ. チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達

機関投資家営業部署の職員が、収益第一主義の営業態勢等を同部署内に徹底したことにより、同部署内における法令遵守意識を欠落させ公募増資案件に係る法人関係情報の管理が不徹底な状況になっていた。機関投資家営業部署の職員は、「銘柄名を聞かなければ銘柄が推測できても問題ない」などの安易な考え方から、恒常に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、公募増資案件に係る法人関係情報又は銘柄名を推知し得る情報を積極的に取得し、営業に活用することが常態化していた。

ウ. セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得

機関投資家営業部署内でヘッジファンドを担当する職員は、社内アナリストが知り得る公募増資に係る情報等を聞き出そうと執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報の積極的な取得を行っていた。なお、一部の社内アナリストにおいては、公募増資予定銘柄に関する売買管理部のチェック状況を安易に回答していた。

エ. 機関投資家営業部署内の情報共有

機関投資家営業部署内においては、職員が取得した公募増資案件に係る法人関係情報について、銘柄名を言う場合には、「噂だが」などの付言をすれば問題ないとして、部内で公募増資案件に係る法人関係情報の共有が行われた。

Ⅲ－4 法人関係情報の管理態勢に関する点検における課題及び取組みについてのまとめ（12社公表ベース）

「法人関係情報の管理態勢に関する点検における課題及び取組みについてのまとめ（12社公表ベース）」
（2012年9月18日）抜粋

課題1. 法人関係情報の取扱いの厳格化

- （例）①「法人関係情報」に加え、「法人関係情報の取得を示唆する情報」も管理の対象とする。
②法人関係情報の伝達を受けることができる者の範囲を絞り、情報の拡散を可能な限り制限する。

課題2. 営業部門と法人関係部門との関係見直し

- （例）①営業部門から法人関係部門に対する法人関係情報に絡んだ問い合わせを原則として禁止する。
②営業部門が法人関係情報を不正に追及・詮索することを規制する。あるいは、営業部門と法人関係部門の接触の機会を減らすための措置を講じる。
③法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手続をより厳格化する。

課題3. 営業部門における内部管理態勢の強化

- （例）①営業部門の業務用携帯電話に録音機能を導入するとともに、個人所有の携帯電話を業務上利用することを規制する。
②チャット、メールといった情報伝達ツールの利用を制限する。

課題4. 営業部門と顧客との関係見直し

- （例）①顧客から不当に法人関係情報の提供等を求められた場合の取扱いをルール化する。
②法人関係情報の提供等を執拗に求める顧客については、取引の停止を含めた対応を行う。
③顧客に対して、「法人関係情報の取得を示唆する情報」や「いわゆる噂」を提供することについて規制する。
④接待等についてのルールを厳格化する。

課題5. 調査部門、アナリストに対する規制の見直し

- （例）①営業部門からアナリストへの接触について規制する。
②会社（法人関係部門）として法人関係情報を保有していてもアナリストが保有していないければ、当該銘柄のアナリスト・レポートの発行を可能とする。これにより、必要以上の規制が逆に法人関係情報を推測させてしまうリスクを減らす。

Ⅲ－5 インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について

「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について（2012年10月16日）」における「法人関係情報の管理等に関する自主規制規則等の見直し」に係る対応方針

昨今のインサイダー取引事案及び証券会社の法人関係情報の管理態勢に係る自主点検結果等を踏まえ、自主規制規則等に関して次の事項について検討する。

① 法人関係情報の取扱いの厳格化

- ・法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報や他の情報と相まって法人関係情報となりえる情報の伝達・利用に関する規制について

② 営業部門と法人関係部門の関係の見直し

- ・営業部門から法人関係部門に対する不正な追及、詐索などを規制することについて
- ・法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手続きの厳格化について

③ 営業部門における内部管理態勢の強化

- ・営業部門による情報漏えいを防止するための措置を各社の社内規則で定めることについて

④ 営業部門と顧客の関係の見直し

- ・顧客から不当な(あるいは執拗な)情報要求があった場合の対応について
- ・顧客に対する「法人関係情報の取得を示唆する情報」などの提供を規制することについて

⑤ 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し

- ・アナリストが、営業部門から法人関係情報等に関する問合せを受けた場合の対応について

⑥ 社内のモニタリング態勢の強化

- ・日常的なモニタリング態勢の構築について
- ・法人関係情報管理に係る社内検査について、定期的な検査のほか、必要に応じた隨時の検査を行うことについて

III－6 法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱

「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」（2012年12月18日）における基本方針（要旨）

協会員における法人関係情報の管理態勢に関する自主規制規則としては、既に「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「法人関係情報規則」という。）が制定されており、協会員に対し、法人関係情報に関し社内規則の制定等により、管理態勢の整備を求めている。

会員向けに実施した法人関係情報の管理態勢の自主点検の結果において、各社とも、その規模や実態に応じて、社内管理態勢の整備を図り、法人関係情報の管理を行っていることが、概ね確認された。

会員各社の自主点検において課題として報告された内容については、法人関係情報規則において規定されている事項に概ね含まれており、各社の課題に対する本協会の対応としては、何より協会員が法人関係情報規則をより適切に運用することができるような管理態勢の整備を促すことが肝要であることが確認された。

このような状況を踏まえると、法人関係情報規則のより適切な運用に資するため、今般の事案を踏まえ、協会員の業態や規模に応じて、法人関係情報管理において留意すべき事項や協会員が社内規則において定めるべき事項について、具体的な例を示すことが有効であると考える。

については、法人関係情報の管理態勢の整備に係る基本方針としては、法人関係情報規則において、本協会が法人関係情報規則の運用に関する考え方（「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方（以下「法人関係情報規則の考え方」という。））を定める旨を規定し、「法人関係情報規則の考え方」において、法人関係情報規則の運用上の留意事項などについて、具体的な例を示すことが適当であると考える。



2013年4月	「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の改正 「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方」の制定
2013年6月	「法人関係情報管理規程（社内規程モデル）」の改正

III-7 法人関係情報管理規則の改正及び規則の考え方の制定について

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正について
(2013年4月16日改正)

新	旧
<p>(管理態勢の充実)</p> <p>第7条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</u></p>	<p>(管理態勢の充実)</p> <p>第7条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的に検査を行わなければならない。</u></p>
<p>(規則の考え方)</p> <p>第8条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」において定めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>

III-8 銀証ファイアーウォール規制の見直し

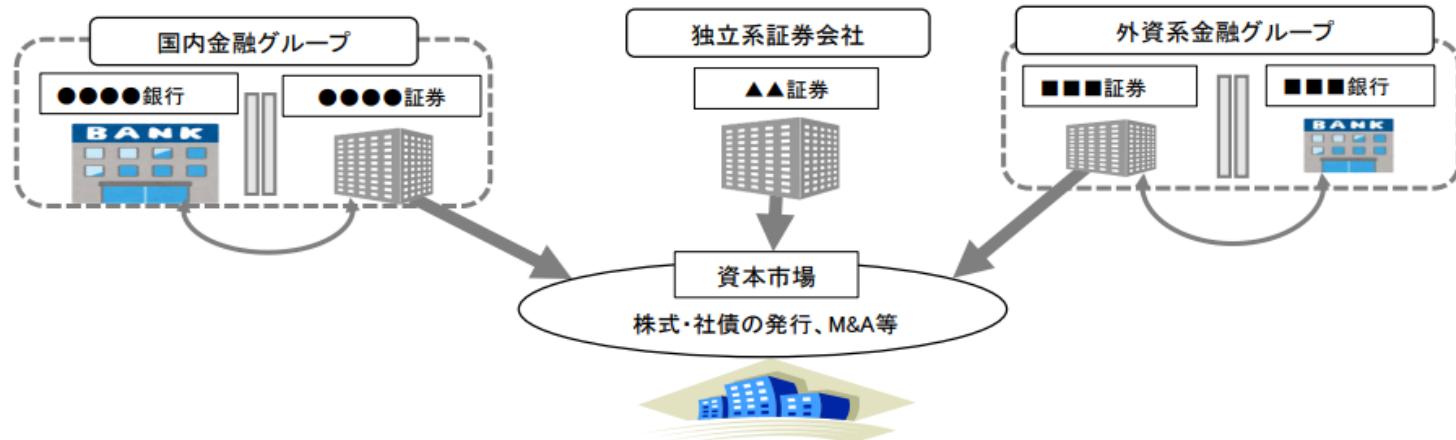
(2021年6月18日金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」概要資料)

銀証ファイアーウォール規制の見直し

- 顧客へのより高度なサービス提供、国際競争力向上等の観点から、上場企業等^(注1)について抜本的に規制を見直し
- 併せて、顧客情報の適切な保護、優越的地位の濫用防止等の観点から、情報管理規制等を見直し

※銀証ファイアーウォール規制：金融グループ内の銀証間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制

<証券会社の顧客サービスと情報共有(イメージ)>



規制の見直し

- 上場企業等の顧客情報をグループ内銀証で共有する場合、事前同意不要
※企業からの「停止の求め」には対応必要
- 同意取得の場合もデジタル化可
- ホームベースルール^(注2)の撤廃

弊害防止措置の実効性強化

- 顧客情報管理：銀行に証券会社と同等の規制
(法人関係情報に係る行為規制)
- 利益相反管理：グローバルスタンダードを踏まえた実務の高度化
- 優越的地位の濫用防止：当局によるモニタリングの強化
(公取委との連携等)

(注1)中堅・中小企業については、優越的地位の濫用を受けやすい立場にあることを踏まえ、引き続き検討

(注2)銀行・証券会社の兼職者について、いずれか一方の非公開情報にしかアクセスできない等の規制

現行	改正後
<p>II-1 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理</p> <p>金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。</p>	<p>II-1 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理</p> <p>金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。<u>複数の業態を含む金融グループやグループが一体となって総合的な金融サービスの提供を行う金融グループに対するモニタリングについては、異なる業態や異なる金融機関による同様の又は一体的な行為及びそれらに係る規制に関して、同様の水準でモニタリングを行う必要があり、銀行監督担当部局等の他の監督部局や検査部局といった関係部局間での連携強化を行うことも重要となる。</u></p>
<p>III-2-4 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>(1) 顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項</p> <p>① 経営陣は、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、<u>適切性を確保するための組織体制の確立</u>（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。</p>	<p>III-2-4 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>(1) 顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項</p> <p>① 経営陣は、<u>顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべき</u>という原則（以下「Need to Know 原則」という。）を踏まえ、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、<u>業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立</u>（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、<u>社内規程の策定、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等、内部管理態勢の整備</u>を図っているか。</p>

現行	改正後
<p>② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p>	<p>② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。当該取扱基準は、顧客等に関する情報に<u>関し</u>、金融商品取引業者の社内若しくは<u>社外</u>、又は<u>社内の同一の部門内</u>若しくは異なる部門間、いずれの共有についても、Need to Know原則を踏まえたものとなっているか。また、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p>
<p>③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</p>	<p>③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（<u>アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等</u>）、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</p>

※監督指針より一部抜粋して表示

現行	改正後
<p>⑥ 独立した内部監査部門等において、定期的又は随時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。</p> <p>（3）法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項 (新設)</p>	<p>⑥ 独立した内部監査部門等において、定期的又は随時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。当該業務が金融グループ全体で統一的に行われている場合、グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）の内部監査部門等との連携が図られているか。</p> <p>（3）法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項</p> <p>① <u>プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）とパブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）との間に、チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。）を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。例外的にウォールクロス（チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同じ。）を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。</u></p>

※監督指針より一部抜粋して表示

現行	改正後
<p>① 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</p>	<p>また、<u>経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。</u></p> <p>(注) 「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる。</p> <p>② 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、<u>当該社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</u></p>

※監督指針より一部抜粋して表示

現行	改正後
(新設)	<p>⑤ <u>金融商品取引業者が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、法人関係情報の管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されているか。</u></p>

※監督指針より一部抜粋して表示



2022年6月 「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方」の
改正
「法人関係情報管理規程（社内規程モデル）」の改正

IV 「協会員における法人関係情報の 管理態勢の整備に関する規則」の考え方

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方①

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(目的) 第1条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「規則」という。）に関する考え方（以下「規則の考え方」という。）は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。 なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、規模、<u>自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。・協会員は、自社の業態、社内組織、規模、<u>自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。・協会員が金融グループに所属する場合は、<u>グループ全体の業務の適切性の確保の観点から、グループ内各社との連携を図るように留意する。</u> ※「規則の考え方」において、「金融グループ」とは、第一種金融商品取引業者を含む複数の金融機関により構成する<u>グループ</u>をいう。・協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、例えば、グローバルのグループベースで組織的な方針、手続を定めたうえで、各国法規制を遵守しつつ、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこと等が考えられる。

※下線部分は2022年6月の改正箇所

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方②

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(定義) 第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。</p> <p>法人関係情報管理規程 (社内規程モデル)</p> <p>「別表」において、法人関係情報に該当すると考えらるる項目を記載</p>	<ul style="list-style-type: none">規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同一である。自社又は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条に規定する親会社、子会社、関連会社若しくは関係会社の関係にある会社（以下あわせて「自社等」という。）が金融商品取引所に上場している協会員においては、自社等に関する法人関係情報も規則の対象となることに留意する。協会員は、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）について、<u>自社の業態、社内組織、規模等に応じて</u>、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。法人関係情報を取得している協会員は、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下「示唆情報等」という。）に関しても、<u>自社の業態、社内組織、規模等に応じて</u>、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。 <input checked="" type="checkbox"/> 法人関係情報を取得していることを示唆する情報（示唆情報） …例えば、増資案件が存在することを直接的にほのめかす場合に限らず、管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する場合の当該情報等も示唆情報等となり得ると考えられる。 <input checked="" type="checkbox"/> いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 …例えば、法人関係情報を取得している場合において、銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る場合における当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる。 ※以下、「規則の考え方」において、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と示唆情報等をあわせて「関連情報」という。 ※市場における噂や新聞記事それ自体のみを伝達する際、伝達者が当該噂や新聞記事に係る情報に関する法人関係情報又は示唆情報等を取得していない場合は、当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。 ※「示唆情報」、「示唆情報等」、「関連情報」の用語は、協会員において法人関係情報の管理態勢等を整備するにあたり必要と考えられる概念を示すものであり、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を用いる必要はない。また、上記に示した各種情報について、例えば、「法人関係情報等」として一括して管理することを妨げるものではない。

※下線部分は2022年6月の改正箇所

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方③

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>2 管理部門 法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。</p> <p>3 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協会員は、自社の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 営業部門（業務のうち、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門） ロ トレーディング部門（業務のうち、主として自己取引又は委託取引の執行を行う部門） ハ 調査部門（「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」第2条第4号に規定する調査部門※） ※アナリスト・レポートの作成を行う協会員における部門をいう。 また、<u>経営管理</u>上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、<u>当該役員等</u>に関しても、必要に応じて定義し、規則第4条各号に掲げる事項について必要な取扱いを定めることが考えられる。 ・協会員は、自社の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りると判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。
<p>(法人関係情報の管理部門の明確化) 第3条 協会員は、管理部門を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則において管理部門とは、コンプライアンス部門全般を指すのではなく、法人関係情報の統括管理を行う部署を指すことに留意する。（規則第2条第2号参照） <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">法人関係情報管理規程（社内規程モデル）</p> <p style="text-align: center;">(法人関係情報等の管理部門)</p> <p style="text-align: center;">第5条 当社において、法人関係情報及び高蓋然性情報（以下、あわせて「法人関係情報等」という。）は、○○部が統括して管理する。</p> </div>

※下線部分は2022年6月の改正箇所

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方④

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(社内規則の制定) 第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none">規則第4条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第4条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。協会員が金融グループに所属する場合は、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する。なお、協会員が金融グループ内の他社から顧客に関する非公開情報を取得した場合において、当該情報が上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられるときは、協会員は当該情報を法人関係情報として管理する必要があることに留意する。協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、各国法規制を遵守しつつ、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する。
1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none">法人関係情報を取得した際の手続としては、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。<ul style="list-style-type: none">イ 取得者（役員・職員の場合それぞれ）が報告する事項（取得した情報の内容、取得日時、情報の提供元等）ロ 取得者が報告すべき相手（管理部門の長、部店長等）ハ 取得者が報告する方法（社内システム、報告文書等）ニ 報告を受けた者が行うべき行動（更なる上位者への報告、取得者への指示等） <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>法人関係情報管理規程（社内規程モデル）</p><p>（法人関係情報等取得時の取扱い）</p><p>第6条 役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、直ちに、所定の様式により○○部に報告しなければならない。</p><p>2 法人関係部門に所属する役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、前項に規定する報告に加え、直ちに、所定の様式により部店長にも報告しなければならない。</p><p>3 第1項又は第2項の規定により報告を受けた○○部又は部店長は、すみやかに当該役職員に対し当該法人関係情報等の管理等について必要な指示を与えるものとする。</p></div>

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方⑤

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none">取得した情報の管理手続としては、<u>Need to Know</u> 原則を踏まえ、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項について、協会員の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。このとき、法人関係部門における管理、管理部門における管理又は他の部門における管理の手続や方法が異なる場合は、必要に応じて、それぞれについて規定することが考えられる。「<u>Need to Know</u> 原則」とは、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則を指し、欧米においては顧客等に関する非公開情報を共有する範囲の管理について規制及び実務において採られている考え方である。 <p>※例えば、米国証券取引委員会（SEC）が公表したスタッフレポート（Staff Summary Report on Examinations of Information Barriers: Broker-Dealer Practices Under Section 15(g) of the Securities Exchange Act of 1934 (SEC, 2012, p.26)）では、同原則の具体的な運用について以下のとおり述べられていることが参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ ほとんどのブローカー・ディーラーでは、機密情報を知る必要（<u>Need to Know</u>）がない限り、他のパブリックサイドやプライベートサイドの社員と機密情報について協議しないよう定めた文書化された方針を作成している。✓ 基本的に、M&A 及び資本市場取引に関する情報は、利益相反の懸念と MNPI（重要未公開情報）が拡散することを制限するために、通常、ディールチームのメンバーに限定されている。
3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none">管理部門の明確化とは、協会員において法人関係情報の管理を誰が責任をもって行っているかを周知、徹底することを指し、できる限り具体的に担当部署又は役職者を指定することが考えられる。例えば、内部管理全般を管理する部署（例、コンプライアンス部）のうち、特定のセクション（例、法人関係情報管理課）がその任に当たる場合は、その部署又は役職者（例、法人関係情報管理課長）を指定することなどが考えられる。管理部門における情報の管理手続は、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項に準じて規定することが考えられる。

※下線部分は2022年6月の改正箇所

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方⑥

自主規制規則	自主規制規則の考え方
4 法人関係情報の伝達手続に関する事項	<p>・法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止する観点から、法人関係情報は、<u>Need to Know原則</u>を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続（例、管理部門の承認等）に則るときを除き、<u>社内又は社外のいずれ</u>にも伝達を行ってはならないものと考えられる。このような点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。</p> <p> 法人関係情報管理規程（社内規程モデル）</p> <p>（法人関係情報等及び示唆情報等の伝達）</p> <p>第 11 条 役職員は、社内又は社外のいずれにも法人関係情報等及び示唆情報等を伝達してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人関係情報等又は示唆情報等を伝達することが必要な役職員については、以下の各号に定める場合に限り、当該情報の伝達を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 役職員が、事前に○○部の責任者の承認を得て伝達する場合2 法人関係部門に所属する役職員が、○○部の責任者が認めたあらかじめ定められた所定の手続きにより伝達する場合3 前項については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止する観点から、<u>Need to Know原則</u>を踏まえ、業務上、法人関係情報等又は示唆情報等を伝達することが必要な役職員に限り、行うことができる。

※下線部分は2022年6月の改正箇所

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方⑦

自主規制規則	自主規制規則の考え方
5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・法人関係情報の消滅としては、例えば、次のようなものが考えられる。 イ 発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合 <input type="checkbox"/> 発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合<ul style="list-style-type: none">・将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合において、相当な期間（具体的な期間については協会員が規定する）を経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的な進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することが考えられる。・発行体等から法人関係情報又は将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。 <u>※協会員が所属する金融グループにおいて法人関係情報を含む情報共有がなされている場合には、法人関係情報の消滅又は抹消について情報を得た際に、必要に応じてグループ内で情報共有を行うことが考えられる。</u>・法人関係情報又は将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の消滅又は抹消手続としては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 イ 当該情報の消滅を知った場合の報告方法（社内システム、報告文書等） <input type="checkbox"/> 管理部門における当該情報の抹消方法 ハ 当該情報の登録内容の適宜の見直し（一部抹消等）



法人関係情報管理規程（社内規程モデル）

- （法人関係情報等の抹消等）
- 第 12 条 法人関係情報等を取得した〇〇部は、管理している法人関係情報等が公表等されていないか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認しなければならない。
- 2 役職員は、発行体等が法人関係情報等について開示書類を公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、直ちに〇〇部（法人関係部門に所属する役職員にあっては、〇〇部及び部店長）に報告しなければならない。
- 3 〇〇部は、法人関係情報等について、発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、当該情報を抹消することができる。
- 4 〇〇部は、高蓋然性情報について、△カ月（△年）以上経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的な進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することができる。
- 5 〇〇部は、法人関係情報等の登録内容について適宜の見直し（一部抹消等）を行う。

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方⑧

自主規制規則	自主規制規則の考え方
6 禁止行為に関する事項	<p>・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。</p> <p>イ 法人関係情報は、<u>Need to Know</u> 原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨 ロ 規則第2条第1号に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、<u>Need to Know</u> 原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨 ハ 管理部門又は法人関係部門以外の部門の者から管理部門又は法人関係部門に対して、法人関係情報及び関連情報（対象とする関連情報の範囲は協会員が必要に応じて規定する。以下、本号において同じ。）について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨、並びに管理部門又は法人関係部門の者は、当該情報追求や当該詮索に対し回答してはならない旨 ニ アナリストに対して、法人関係情報及び関連情報の有無を詮索する行為（社内の規則や業務フロー等に応じてどのような行為が該当するかを規定する）をしてはならない旨、並びにアナリストは、当該詮索に対し回答してはならない旨 ホ 法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己の取引（トレーディング）を行ってはならない旨 ヘ 役職員は、法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己投資を行ってはならない旨 ト 顧客に対して法人関係情報又は関連情報を提供して勧誘を行ってはならない旨 チ 法人関係情報又は関連情報を知った場合は、当該法人関係情報について公表がされたこととなる前に売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をすることを勧めて勧誘を行ってはならない旨</p> <p>※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じて、例えば、法人関係部門内の情報伝達の場合やM&A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。</p> <p>※上記イ、ロには、法人関係情報又は関連情報を市場における噂や新聞記事として伝達する場合を含む。</p> <p> 法人関係情報管理規程（社内規程モデル）</p> <p>(法人関係情報等及び示唆情報等の照会及び回答の禁止)</p> <p>第13条 役職員は、法人関係部門又は〇〇部に対して、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。</p> <p>2 法人関係部門又は〇〇部の役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。</p> <p>3 法人関係部門又は〇〇部の役職員は、第1項の追求や詮索を受けた場合は、直ちに部店長及び〇〇部に報告しなければならない。</p>

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方⑨

自主規制規則	自主規制規則の考え方
7 その他協会員が必要と認める事項	<p>・その他の事項としては、協会員の業態、社内組織、規模、<u>自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。</p> <p>イ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門（<u>金融グループ内の他社の部門を含む。</u>）からの照会及び回答に関する手続 □ 顧客（<u>金融グループ内の他社の顧客を含む。</u>）から不当な情報提供要求があった場合の対応について</p> <p style="text-align: right;"> 法人関係情報管理規程（社内規程モデル）</p> <p>（顧客からの不当な情報提供要求）</p> <p>第 19 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に関して顧客から不当な情報提供要求があった場合には、これに応えてはならない。</p> <p>2 役職員は前項の要求があった場合には、直ちに部店長及び〇〇部に報告しなければならない。</p> <p>3 〇〇部は、前項の報告を受けた場合には、当該報告における銘柄及び顧客に係る売買状況を審査し、不正な取引が行われないよう必要な措置を講じるものとする。</p>
(法人関係情報を取得した際の手続) 第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手續を定めなければならない。	・規則第 4 条第 1 項に関する「規則の考え方」を参照。

※下線部分は2022年6月の改正箇所

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方⑩

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(法人関係情報の管理) 第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・社内又は金融グループ内の他社の部門を問わず、法人関係情報が業務上不必要的部門に伝わらないように管理するために、協会員は、組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁等を設けることが考えられる。・組織上の障壁としては、例えば部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を行うことが考えられる。・物理上の障壁としては、法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、入出制限（施錠管理等）及び文書管理等を考慮することが考えられる。・システム上の障壁としては、例えば法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を行うことが考えられる。・法人関係情報に加えて、規則第 2 条第 1 号に関する「規則の考え方」で示した「関連情報」についても、規則第 6 条に関する「規則の考え方」に準じて取り扱うことが考えられる。 <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;">法人関係情報管理規程（社内規程モデル）</p><p>（顧客（法人関係情報等の管理） 第 8 条 当社は、法人関係情報等が業務上不必要的部門に伝わらないようにするため、各号に定める方法により組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁を設けるものとする。 1 法人関係部門とその他の部門は明確に分離し、それぞれの部門を越えたレポートингは行わないものとする。また、役職員は、統括役員を除き部門を越えた兼職を行わないこととする。 2 法人関係部門以外の部門の役職員は、予め許可された場合を除き、法人関係部門の部室に入室してはならない。また、役職員は、法人関係情報等が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該法人関係情報等が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。 3 役職員は、法人関係情報等が記載された電子ファイルについて、アクセス制限を設ける等により容易に閲覧できない方法をとる等、当該法人関係情報等が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p></div>
<p>2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から物理的に隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・法人関係情報が記載された書類等の管理方法としては、協会員の法人関係部門の設置場所、レイアウトや法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、適切な管理方法を定めることが考えられる。

IV 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方⑪

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人関係情報が記載された電子ファイル等の管理については、協会員の社内組織やシステム環境等を勘案し、必要に応じてアクセス権限の設定や電子メールの利用方法等を定めることが考えられる。
<p>(管理態勢の充実) 第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、規模、<u>自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 検査等を担当する部署が行う定期的な又は随時の検査等 □ 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う定期的な又は随時の点検（いわゆる「自店検査」等） ハ 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う日常的な点検 ・検査等を担当する部署が行う定期的な検査等のサイクルは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、設定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、検査等のサイクルが一定期間以上（協会員の規模等に応じ、例えば 1 年超）の間隔となる場合には自店検査や日常的な点検等をあわせて行うことにより、モニタリング態勢を構築することも考えられる。 ・自店検査や日常的な点検としては、例えば、法人関係部門の管理者等が、規則第 6 条で規定する法人関係情報の管理について、「規則の考え方」に沿った適切なものとなっているかについて、協会員の業態、規模、社内組織、システム環境等を勘案し、書類の保管、アクセス権限の設定、通話録音及び電子メール等について、隨時サンプル調査を行うこと等が考えられる。 ・管理部門及び法人関係部門以外において法人関係情報の管理が必要となる場合は、管理責任者を設けたうえで上記法人関係部門等におけるモニタリングの考え方方に準じた対応を行うことが考えられる。
<p>(規則の考え方) 第 8 条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」において定めるものとする。</p>	

(参考) アナリスト・レポートに 関する規制

「企業内容等の開示に関する留意事項について」の改正

金融庁「企業内容等の開示に関する留意事項について」の改正（2014年8月27日） 抜粋

（取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為）

2-12 例えば次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。

①～⑦ 省略

- ⑧ 金融商品取引業者等により通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート（個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいう。以下⑧において同じ。）の配布又は公表（当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。）

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び 同規則の考え方の改正①（2015年2月17日）

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(社内審査)</p> <p>第4条 協会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものなるよう努めなければならない。</p>	
<p>6 協会員は、前各項に掲げる審査を行い、アナリスト・レポートの公表等の是非について判断するに当たっては、次の各号に留意しなければならない。</p> <p>1 当該アナリスト・レポートが、通常の業務の過程において公表等されるもの（公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始する場合に係るもの）に該当すると考えられる場合には、当該アナリスト・レポートの公表等は、その対象となる企業の発行する有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポート（業界レポートにおける個別企業等への言及を含み、新規・再開レポートを除く。）の公表等は、協会員において法人関係情報を取得している場合であっても、協会員において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合には、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないと考えられるため、原則として公表等を行うことに留意して審査を行うことが考えられる。 新規・再開レポート及び通常の業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート以外のアナリスト・レポートの公表等の是非については、審査担当者が当該アナリスト・レポートの記載内容を審査のうえ、自社の社内管理態勢に照らし個別に判断することが考えられる。
<p>2 通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポート（公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始する場合に係るもの）の公表等を制限することにより、投資者に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ると考えられること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1項の考え方による示した指針の項目のうち、二及び木について審査を行った結果、通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等（新規・再開レポートの公表等を除く。）を制限することにより、投資者に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ると考えられる

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び 同規則の考え方の改正②（2015年2月17日）

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(情報管理の徹底) 第8条 協会員は、次の各号に掲げる情報 (以下「重要情報」という。)について、適正に管理しなければならない。</p> <p>3協会員がアナリスト・レポートの公表等を制限した場合における当該制限を行ったこと</p>	<ul style="list-style-type: none">管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対してアナリスト・レポートの公表等（通常の業務の過程において公表等されるものであるか否かを問わない。）を制限する旨を伝達する場合の当該情報は示唆情報となる蓋然性が高いと考えられる。当該伝達を受けたアナリストのその後の言動により、投資者や自社の役職員に当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ることにも留意する必要があると考えられる。アナリストに、社内資料（外務員向け営業基礎資料等）を作成させること等を目的として、第8条第1項に掲げる情報を伝達すること（いわゆるウォールクロス）は、結果として通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限することに繋がるおそれがあることに留意する必要があると考えられる。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

END

日本証券業協会における法人関係情報の
管理等に関する自主規制について



- ※ 本社内規程モデルは、第一種金融商品取引業（金商法第28条第1項各号に掲げる業務）を幅広く行う協会員における社内規則のモデルとして作成しています。協会員においては、自社の業態等を勘案して、適宜読み替えや必要事項の追記等を行って作成してください。
 また、特別会員においては登録金融機関業務に必要な範囲において必要な事項を規定してください。

社内規程モデル	作成上の留意点
<p style="text-align: center;">法人関係情報管理規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、当社の役職員が業務上取得する法人関係情報に関して、その法人関係情報を取得した際の手続、伝達手続及び情報管理手続等を定めることにより、その情報を利用した不公正取引を防止し、もって当社における事業活動の適正化に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人関係情報（別表） 金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。 2 高蓋然性情報 現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報をいう。 3 示唆情報等 当社が法人関係情報を取得している場合、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報をいう。 4 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。 5 特定有価証券等 金融商品取引法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。 <p>(法令諸規則の遵守) 第 3 条 役職員は、金融商品取引業の公共性を認識し、金融商品取引法等証券関係法令及び日本証券業協会、金融商品取引所等の定める諸規則並びに社内規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。</p> <p>(上場会社等の役職員への助言)</p>	

第 4 条 役職員は、日常接觸する上場会社等の役職員に対し、関係法令等の遵守について助言を行うものとする。

第 2 章 法人関係情報の管理

(法人関係情報等の管理部門)

第 5 条 当社において、法人関係情報及び高蓋然性情報(以下、あわせて「法人関係情報等」という。)は、〇〇部が統括して管理する。

(法人関係情報等取得時の取扱い)

第 6 条 役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、直ちに、所定の様式により〇〇部に報告しなければならない。

2 法人関係部門に所属する役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、前項に規定する報告に加え、直ちに、所定の様式により部店長にも報告しなければならない。

3 第 1 項又は第 2 項の規定により報告を受けた〇〇部又は部店長は、すみやかに当該役職員に対し当該法人関係情報等の管理等について必要な指示を与えるものとする。

(上場会社等への公表要請)

第 7 条 当社は、法人関係情報の公開を必要と認めたときは、当該上場会社等及び上場会社等の子会社に当該法人関係情報の公表等適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(法人関係情報等の管理)

第 8 条 当社は、法人関係情報等が業務上不必要的部門に伝わらないようにするために、各号に定める方法により組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁を設けるものとする。

1 法人関係部門とその他の部門は明確に分離し、それぞれの部門を越えたレポーティングは行わないものとする。また、役職員は、統括役員を除き部門を越えた兼職を行わないこととする。

2 法人関係部門以外の部門の役職員は、予め許可された場合を除き、法人関係部門の部室に入室してはならない。また、役職員は、法人関係情報等が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該法人関係情報等が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 役職員は、法人関係情報等が記載された電子ファイルについて、アクセス制限を設ける等により容易に閲覧できない方法をとる等、当該法人関係情報等が業務上不必要的部門に伝わらないよう管理しなければならない。

【金融グループに属する協会員の場合は、第8条柱書について例えば下記のように規定することも考えられる(各号は上記を参考に規定する)】

第 8 条 当社は、社内又は〇〇グループ内の他社の部門を問わず、法人関係情報等が業務上不必要的部門に伝わらないように

※各社の実情に合わせて、各号に定める障壁の内容、部門・部署名や管理办法を規定する。

業務上、役職員が部門を超えた兼職を行う必要がある協会員においては、兼職部署において不適切な情報伝達や不慮の情報漏洩が発生しないよう管理する旨規定することが考えられる。

※「〇〇グループ内の他社」という部分は、協会員において業務上の連携の対象となる所属金融グループの名称又はそのグループ内で情報連携の相手先となるグループ会社名

<p>するため、各号に定める方法により組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁を設けるものとする。</p> <p>(投資情報資料の審査)</p> <p>第 9 条 当社は、投資情報資料を作成し、社内等に配付しようとするときは、〇〇部において、法人関係情報等の有無等について審査するものとする。</p> <p>(投資情報資料の同時公開)</p> <p>第 10 条 当社は、前条に定める投資情報資料については、社内等において同時に公開されるよう努めるものとする。</p> <p>(法人関係情報等及び示唆情報等の伝達)</p> <p>第 11 条 役職員は、社内又は社外のいずれにも法人関係情報等及び示唆情報等を伝達してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人関係情報等又は示唆情報等を伝達することが必要な役職員については、以下の各号に定める場合に限り、当該情報の伝達を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 役職員が、事前に〇〇部の責任者の承認を得て伝達する場合 2 法人関係部門に所属する役職員が、〇〇部の責任者が認めたあらかじめ定められた所定の手続きにより伝達する場合 3 前項については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止する観点から、Need to Know 原則を踏まえ、業務上、法人関係情報等又は示唆情報等を伝達することが必要な役職員に限り、行うことができる。 <p>(法人関係情報等の抹消等)</p> <p>第 12 条 法人関係情報等を取得した〇〇部は、管理している法人関係情報等が公表等されていないか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認しなければならない。</p> <p>2 役職員は、発行体等が法人関係情報等について開示書類を公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、直ちに〇〇部（法人関係部門に所属する役職員にあっては、〇〇部及び部店長）に報告しなければならない。</p> <p>3 〇〇部は、法人関係情報等について、発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、当該情報を抹消することができる。</p> <p>4 〇〇部は、高蓋然性情報について、△カ月（△年）以上経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することができる。</p> <p>5 〇〇部は、法人関係情報等の登録内容について適宜の見直し（一部抹消等）を行う。</p> <p>【金融グループに属する協会員の場合は、必要に応じて、例えば</p>	<p>を規定する。</p> <p>※協会員において、投資情報資料を作成しない場合にあっては、第 9 条及び第 10 条を削除して差し支えないと考えられる。</p> <p>※「〇〇グループ内」という部分は、</p>
--	--

下記のような規定を盛り込むことも考えられる】

- 6 ○○部は、○○グループ内において法人関係情報を含む情報共有がなされている場合には、当該法人関係情報が消滅したこと又は当該法人関係情報を抹消したことを○○グループ内に情報共有するものとする。

協会員において業務上の連携の対象となる所属金融グループの名称又はそのグループ内で情報連携の相手先となるグループ会社名を規定する。

第 3 章 禁止行為

(法人関係情報等及び示唆情報等の照会及び回答の禁止)

第 13 条 役職員は、法人関係部門又は○○部に対して、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。

2 法人関係部門又は○○部の役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。

3 法人関係部門又は○○部の役職員は、第 1 項の追求や詮索を受けた場合は、直ちに部店長及び○○部に報告しなければならない。

(法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買の禁止)

第 14 条 当社は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買を行わないものとする。

(法人関係情報等又は示唆情報等を提供しての勧誘等の禁止)

第 15 条 役職員は、顧客に対して法人関係情報等若しくは示唆情報等を提供して、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引(以下この条において売買等という。)の勧誘又はその媒介、取次ぎ、若しくは代理の勧誘をしてはならない。

2 役職員は、有価証券の売買等又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、法人関係情報等若しくは示唆情報等を知った場合は、当該有価証券の発行者の法人関係情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をすることを勧めて勧誘してはならない。

(法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた役職員の自己投資の禁止)

第 16 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報等及び示唆情報等に係る有価証券の売買その他の取引等(当該有価証券の売買その他の取引等が有価証券の売買である場合にあっては、オプション(オプションと類似の権利であって、外国市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハ(1)と類似の取引にかかるものを含む。)が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。)を行ってはならない。

(法人関係部門に所属する役職員の自己投資の制限)

※第 16 条及び第 17 条は、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づく社内規定に記載することもできると考えられる。

第 17 条 法人関係部門に所属する役職員は、自己が担当する上場会社等の特定有価証券等について、自己のために売買（株券の累積投資に係る売買であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 59 条に規定するものを除く。）してはならない。ただし、あらかじめ書面により、部店長を通じて〇〇部の責任者（役員にあっては内部管理統括責任者）の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 〇〇部の責任者は、前項ただし書の規定により承認を与える場合には、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて行われるものであるか否かについて審査するものとする。
- 3 〇〇部は、法人関係部門に所属する役職員が第 1 項ただし書の規定により売買取引を行ったときは、必要に応じ、事後的に法人関係情報等及び示唆情報等の有無を調査するものとする。
- 4 法人関係部門に所属する役職員は、第 1 項ただし書の規定により買い付けた特定有価証券等については、原則として、当該買付けの日から起算して 1 年以内に売却をしてはならない。

第 4 章 その他の規定

（指示等）

第 18 条 〇〇部は、法人関係情報等に係る銘柄等について必要と認めたときは、銘柄を指定して各担当部署に対し、次の各号に掲げる指示を行うものとする。

- ① 自己売買を原則として禁止すること。
 - ② 注目銘柄、参考銘柄等に選定しないこと。
 - ③ 必要に応じ顧客から注文理由を聴取すること。
- 2 〇〇部は、上場会社等の自己株式取得の決定事実に係る法人関係情報等を取得し又は報告を受けたときは、当該自己株取得の終了が開示されるまでの間、当該法人関係情報等を自己売買部門等から隔離する等の必要な措置を講じるものとする。

（顧客からの不当な情報提供要求）

第 19 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に関する顧客から不当な情報提供要求があった場合には、これに応えてはならない。

- 2 役職員は前項の要求があった場合には、直ちに部店長及び〇〇部に報告しなければならない。
- 3 〇〇部は、前項の報告を受けた場合には、当該報告における銘柄及び顧客に係る売買状況を審査し、不正な取引が行われないよう必要な措置を講じるものとする。

【金融グループに属する協会員の場合は、第 19 条第 1 項について例えれば下記のように規定することも考えられる】

第 19 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に関する自社の顧客又は〇〇グループ内他社の顧客から（グループ会社を通じての要求を含む）不当な情報提供要求があった場合には、これに応えてはならない。

【金融グループに属する協会員の場合は、各社の実情に合わせて

※「〇〇グループ内他社」という部分は、協会員において業務上の連携の対象となる所属金融グループの名称又はそのグループ内で情報連携の相手先となるグループ会社名を規定する。

※「〇〇グループ内他社」という部分

<p>て、例えば下記のような規定を盛り込むことも考えられる】</p> <p>(金融グループ内での連携)</p> <p>第20条 当社は、グループ全体の業務の適切性確保の観点から、法人関係情報の管理に関し、金融グループの一体的な管理が行えるよう、〇〇グループ内他社との連携を図るようにする。</p> <p>2 当社は、上記情報連携の相手先となる〇〇グループ内他社における社内規則を確認し、本規則及び当該他社の社内規則が矛盾しないか、当該他社との適切な連携が図れるか、法人関係情報の管理が適切に行える状況であるか等の観点から、必要に応じて本規則を見直すこととする。</p> <p>【国際的に活動する金融グループに属する協会員の場合は、各社の実情に合わせて、さらに、例えば下記のような規定を盛り込むことも考えられる】</p> <p>3 当社は、本規則に定める情報連携に関する規定が、〇〇グループ内の海外グループ会社の法域において、各国法規制を遵守したものとなっていることを確認し、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (令 2. 12. 25)</p> <p>別表 I. 1、II. 1 及びV. 1 の改正は、令和3年3月1日から施行する。</p>	<p>は、協会員において業務上の連携の対象となる所属金融グループの名称又はそのグループ内で情報連携の相手先となるグループ会社名を規定する。</p> <p>※「〇〇グループ内の海外グループ会社」という部分は、協会員において業務上の連携の対象となる拠点名又はグループ会社名（包括的な呼称を含む）を規定する。</p>
---	---

※社内規程モデル別表で用いられている用語等に関する定義や、社内規程作成上の留意事項は「作成上の留意点」を参考にしてください。

※本社内規程モデル別表では、法人関係情報に該当すると考えられる項目名を記載していますが、項目によっては、顧客の投資判断に影響を及ぼす可能性を勘案して、一定の水準や判断基準を示しておくことも考えられます（社内規則に明示する場合、管理部門の内規とする場合を含む）。

※当該事例は、金商法第166条等に規定される重要事実及び金融商品取引所において定める適時開示規則等から上場会社等及びその子会社並びに上場投資法人等及びその資産運用会社の運営、業務又は財産に関する重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる可能性のある項目を抜粋したものです。当該項目に該当する事象であっても、軽微基準等により、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のない事象もあると考えられます。また、ここに記載されていない項目であっても、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のある事象もあると考えられます。

別 表	作成上の留意点
<p>上場会社等及びその子会社並びに上場投資法人等及びその資産運用会社の運営、業務、財産に係る重要な情報等</p> <p>I. 上場会社等（上場投資法人等^(注1)を除く。）に係る重要情報</p> <p>1. 決定事実</p> <p>(1) 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集 (注2)（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集又は株式若しくは新株予約権の売出し</p> <p>(2) (1)に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取り下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始</p> <p>(3) 資本性の認定を目的として発行される劣後債（いわゆるハイブリッド証券）等の募集等^(注3)</p> <p>(4) 資本金の額の減少</p> <p>(5) 資本準備金又は利益準備金の額の減少</p> <p>(6) 自己株式の取得</p> <p>(7) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て</p> <p>(8) 新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始</p> <p>(9) 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割又は併合</p> <p>(10) 剰余金の配当</p> <p>(11) 株式交換</p> <p>(12) 株式移転</p> <p>(13) 株式交付</p> <p>(14) 合併</p> <p>(15) 会社の分割</p> <p>(16) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>(注1) 本社内規程モデルにおいて「上場投資法人」とは、上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいいます。以下同じ。</p> <p>(注2) ここでいう「募集」とは、金融商品取引法における「募集」の定義とは異なり、金融商品取引法上の「私募」を含みます。以下同じ。</p> <p>(注3) 「劣後債等の募集等」には、同様の性質を有する劣後ローン（いわゆるハイブリットローン）の調達情報等を含みます。</p> <p>※第3号については、以下の観点を含め、商品の内容、規模、銘柄等を総合的に判断して、顧客の投資判断に影響を及ぼさないと考えられるものについては含めないことがあります。</p> <p>○資本への影響が軽微なものであるか。（例えば、適時開示の業績予想の修正純利益においては、純資産額の2.5%未満の変動の場合は対象外となっていること等を参考に各社で判断すること。）</p> <p>○サプライズがないものであるか。（例えば、銀行の資本規制など規</p>

<ul style="list-style-type: none"> (17) 解散（合併による解散を除く。） (18) 新製品又は新技術の企業化 (19) 業務上の提携又は解消 (20) 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他子会社等の異動を伴う事項 (21) 固定資産の譲渡又は取得 (22) 事業の全部又は一部の休止又は廃止 (23) 上場廃止の申請 (24) フェニックス銘柄の指定取消しの申請 (25) 破産手続開始、再生手続開始又は更正手続開始の申立て (26) 新事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。（以下同じ。）） (27) 防戦買いの要請 (28) 預金保険法第74条第5項の規定による申出 (29) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て (30) 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券若しくは上場交換社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券若しくは上場交換社債券に関する権利に係る重要な事項 (31) 普通出資の総口数の増加に伴う事項 (32) 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。 (33) 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出 (34) 上場無議決権株式、上場議決権付株式（複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。）又は上場優先株等（子会社連動配当株を除く。）に係る株式の内容その他のスキームの変更 	<p>制内容・基準等が公になっている場合で経常的・恒常に償還・調達が行われるもののは、既に株価への織り込みがなされていると考えられること等を勘案して各社で判断すること。）</p> <p>※第24号については、フェニックス銘柄の取扱いのない協会員においては、規定は不要</p>
--	---

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 主要株主の異動
- (3) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
- (4) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (5) 仮処分の申立、当該仮処分の決定等
- (6) 事業の停止等行政手続による法令に基づく処分又は行政手続による法令違反に係る告発
- (7) 親会社の異動
- (8) 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- (9) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）
- (10) 親会社に係る破産手続開始の申立て等

<p>(11) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>(12) 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。以下 II. において同じ。）との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止</p> <p>(13) 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済</p> <p>(14) 資源の発見</p> <p>(15) 株主（優先出資法に規定する普通出資者を含む。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求</p> <p>(16) 社債に係る期限の利益の喪失</p> <p>(17) 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券に係る社債権者集会の招集その他上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券に関する権利に係る重要な事実</p> <p>(18) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実</p> <p>(19) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 24 条第 1 項又は同法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</p> <p>(20) 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあっては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。</p> <p>(21) 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。</p> <p>(22) 特別支配株主が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が</p>	
---	--

当該決定（公表がされたものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

3. 決算情報

- (1) 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は配当、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正
- (2) 当該上場会社等が属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

II. 上場会社等（上場投資法人等を除く。）の子会社に係る重要情報

1. 決定事実

- (1) 株式交換
- (2) 株式移転
- (3) 株式交付
- (4) 合併
- (5) 会社の分割
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (7) 解散（合併による解散を除く。）
- (8) 新製品又は新技術の企業化
- (9) 業務上の提携又は解消
- (10) 孫会社（取引規制府令第54条に規定する孫会社をいう。
以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- (11) 固定資産の譲渡又は取得
- (12) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (13) 破産手続開始の申立て等
- (14) 新事業の開始
- (15) 預金保険法第74条第5項の規定による申出
- (16) 剰余金の配当（子会社連動株式を発行する場合における配当を連動させることとした連動子会社に係るものに限る。）
- (17) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (3) 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (4) 事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- (5) 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
- (6) 不渡り等
- (7) 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
- (8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- (9) 主要取引先との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (10) 債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- (11) 資源の発見

3. 決算情報（当該子会社が上場会社等及び連動子会社に該当する場合に限る。）

売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想値

の大幅な変更・修正 4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	
III. 公開買付けに関する情報 (1) 金商法第27条の2第1項に規定する公開買付け、これに準ずる株券等の買集め及び同法第27条の22の2第1項に規定する公開買付けの実施又は中止の決定	

<p>IV. 上場投資法人等に係る重要情報^(注4)</p> <p>1. 決定事実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約 (2) 投資口を引き受ける者の募集 (3) 自己の投資口の取得 (4) 新投資口予約権無償割当て (5) 投資口の併合又は投資口分割 (6) 投資口の追加発行又は売出し (7) 金銭の分配 (8) 合併 (9) 解散（合併による解散を除く。） (10) 最低純資産額の減少 (11) 上場廃止の申請 (12) 破産手続開始又は再生手続開始の申立て (13) 防戦買いの要請 <p>2. 発生事実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 (2) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実 (3) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結 (4) 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申立て、当該仮処分の決定等 (5) 投資信託法第216条第1項の規定による同法第187条の登録の取消しその他これに準ずる行政による法令に基づく処分 (6) 債権者その他の当該上場投資法人等以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て (7) 不渡り等 (8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。 (9) 主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の100分の10以上である取引先をいう。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止 (10) 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済 (11) 資源の発見 (12) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実 (13) 業務改善命令 (14) 基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。 (15) 投資信託法第215条第2項の規定による登録取消しの通告 	<p>(注4) インフラファンドが投資証券である場合には投資法人及び資産運用会社、受益証券である場合には投資信託委託会社及び信託受託者を含む。以下同じ。</p>
---	--

- (16) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのことの旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。
- (17) 投資主による投資口の発行の差止めの請求

3. 決算情報

- (1) 当該上場投資法人等の営業収益、経常利益、純利益又は金銭の分配若しくは収益の分配について、公表がされた直近の予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場投資法人等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

<p>V. 上場投資法人等の資産運用会社^(注5)に係る重要情報</p> <p>1. 決定事実</p> <p>(1)当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、当該上場投資法人等による特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの</p> <p>(2)当該上場投資法人等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約</p> <p>(3)株式交換</p> <p>(4)株式移転</p> <p>(5)株式交付</p> <p>(6)合併</p> <p>(7)解散（合併による解散を除く。）</p> <p>(8)会社分割</p> <p>(9)事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> <p>(10)当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止</p> <p>(11)当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止</p> <p>(12)破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>(13)当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であつて新たな資産の運用の開始</p> <p>(14)当該上場投資法人等の上場廃止の申請</p> <p>(15)法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出</p> <p>2. 発生事実</p> <p>(1)行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分</p> <p>(2)特定関係法人（金商法第166条第5項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の異動</p> <p>(3)主要株主の異動</p> <p>(4)当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る財産上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結</p> <p>(5)当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る仮処分の申立て、当該仮処分の決定等</p> <p>(6)債権者その他の当該上場投資法人等の資産運用会社以外の者による破産手続開始の申立て等</p> <p>(7)不渡り等</p> <p>(8)特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>(9)業務改善命令</p> <p>(10)上場廃止の原因となる事実</p> <p>(11)特別支配株主が当該上場投資法人等の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</p>	<p>(注5) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第21項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。</p>
---	---